

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年2月4日(2021.2.4)

【公表番号】特表2020-514282(P2020-514282A)

【公表日】令和2年5月21日(2020.5.21)

【年通号数】公開・登録公報2020-020

【出願番号】特願2019-534858(P2019-534858)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/352	(2006.01)
A 6 1 P	25/08	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	47/44	(2017.01)
A 6 1 K	31/05	(2006.01)
A 6 1 K	36/185	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/352	
A 6 1 P	25/08	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 K	47/44	
A 6 1 K	31/05	
A 6 1 K	36/185	

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月21日(2020.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カンナビジオール(C B D)と、9 - テトラヒドロカンナビノール(T H C)とを、40 : 1 ~ 60 : 1 の比で含む、医薬組成物。

【請求項2】

前記 C B D : T H C の比が、45 : 1 ~ 55 : 1 である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記 C B D : T H C の比が、50 : 1 である、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

前記 C B D および前記 T H C が、グレープシードオイル中に配合されている、請求項1 ~ 3 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項5】

前記 C B D および前記 T H C が、Cannabis sativa L. から得られる、請求項1 ~ 4 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項6】

前記 C B D および前記 T H C が、それぞれ 100 mg / mL および 2 mg / mL の濃度

で提供される、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 7】

1種以上の薬学的に許容される担体または賦形剤をさらに含む、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 8】

てんかんの治療に使用するための、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

前記組成物が、経口投与又は吸入投与用に製剤化される、請求項 8 に記載の組成物。

【請求項 10】

前記組成物が、1 m g / k g / 日の C B D ~ 18 m g / k g / 日の C B D の用量で投与される、請求項 8 又は 9 のいずれかに記載の組成物。

【請求項 11】

前記組成物が、漸増用量で投与され、前記漸増が、7日ごとに2 m g / k g / 日の C B D である、請求項 8 ~ 10 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 12】

前記対象者に、少なくとも1種のさらなる併用抗てんかん薬 (A E D) を投与する、請求項 8 ~ 11 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 13】

前記治療が、発作の頻度または重症度を軽減させる、請求項 8 ~ 12 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 14】

前記てんかんが小児てんかんを含む、請求項 8 ~ 13 のいずれか1項に記載の組成物。